

高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

- ・ **全事業（プラン1～プラン13）**

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→ H28:12人→H29:23人(計:86人) ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各所で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計) 100人以上	○指導者養成研修の実施(委託) ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業 自然体験活動企画担当者セミナー開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあう体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5～10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。		
保健体育課	2	幼児期の身体活動推進事業	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくする身体の育成を図る。	○園への単発での講師派遣(年間1回)では、園の指導者の指導力向上が難しい。 ○保護者への幼児期の運動遊びの啓発が弱い。	○県内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びが周知されている。 (幼保支援課との連携) ○県内全ての市町村(34市町村)において、親子で楽しむ運動遊び事業が実施される。	○幼児期の運動遊びの実践を行う指定園を増やすことで、県内の園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びの取組を進める。 ○県内の幼稚園・保育所・こども園の保育士や教諭の中から、幼児期運動指針に基づく運動遊びを指導できる人材育成を進める。	○指定園への事業説明 ○事業計画書の作成・提出(園) ○専門的指導者による指定園への訪問(幼児期の運動遊びの指導・助言) ○園の保育士等による公開保育(運動遊びの実践) ○実績報告書及び活動事例の作成・提出(園) ○活動事例の公表(HP)		
食品・衛生課	3	動物愛護体験事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、毎年、20回程度開催できるよう広報していく。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育てていくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつながる。	○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。	○各小学校に広報できるよう、県教委と連携する。 ○福祉保健所を通じて管内小学校に開催の案内を個別に実施する。 ○動物愛護教室の開催。		
児童家庭課	4	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいくら」夏休み号)	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。	わいわいくら夏休み号はNPO高知市民会議が高知市内の小学生を対象とした夏休みに開催される県内の体験イベントをまとめた情報紙であるが、情報提供のニーズは高知市外の市町村の子育て家庭にもある。	○情報紙等を通じて、体験学習事業に関する情報がより充実して提供され、行き届いている。	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部		
国際交流課	5	友好姉妹都市学生等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。(H30年度は本県から全羅南道への派遣を予定)	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルートである田内千鶴子氏について理解を深める	○平成30年度は全羅南道庁に加え、高知県教育委員会高等学校課と連携しながら進める	○平成30年7月末～8月初旬 本県から全羅南道へ生徒6名を派遣。		
環境共生課	6	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こころ戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 1,800人) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(4回、新規登録20人) ○環境学習プログラムの作成 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(2回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
環境共生課	7	牧野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。	子どもを含めた入園者が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたうえで、効果的な広報を実施する。	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(349校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をほった広報を実施 ○学習プログラム実施のための新園地を広報し、次年度以降の利用につなげる		
生涯学習課	8	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小中学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)か所 児童クラブ175(94)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成 8か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		
生涯学習課	9	環境学習推進事業 ※再掲	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○全小中学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)か所 児童クラブ175(94)か所 (2)児童クラブ施設整備への助成 8か所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		
生涯学習課	10	長期宿泊体験活動推進事業	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上の宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→ H28:12人→H29:23人(計:86人) ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関する指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各所で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25～H31累計) 100人以上	○指導者養成研修の実施(委託) ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業「自然体験活動企画担当者セミナー」開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあう体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5～10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
文化振興課	11	県立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○出前授業 年間 20校 ○夏休み子どもフォーラム 1回 参加者 30名		
文化振興課	12	県立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育むことができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育む。	小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施する。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン		
文化振興課	13	県立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、ハンズオン展示や映像等のコーナーを設けることで、学校の団体利用を促進し、歴史や文化の学習を支援する。	○子ども向け体験教室の開催等により、子どもたちが歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法を工夫することで、文化財や伝統文化へ興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわく探検シリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校出前授業		
文化振興課	14	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中高生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中高生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○ワクワクワーク(子ども歴史教室) ○派遣授業 ○体験学習 ○バス借上げ来館授業 ○授業応援教材の開発 ○職場体験		
文化振興課	15	県立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○出前講座 ○スクールプログラム		
スポーツ課	16	「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。	○スポーツ体験事業の実施 第1回 陸上競技(短距離走) 第2回 トランポリン 第3回 タグラグビー 第4回 スタッグゴルフ 第5回 カヌー 第6回 ゴルフ 第7回 ボルダリング 第8回 ライフル射撃 第9回 ボウリング 第10回 マラソン		
生涯学習課	17	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通して、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分になされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通じて郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通じて子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○ふるさと教育推進事業費補助 ＜土佐史談会＞ ・出前講座等の実施 ＜高知県連合婦人会＞ ・子どもによるお遍路さんの接待等 ○郷土学習支援事業実施(H30年度新規事業) ＜土佐史談会＞ ・フィールドワーク等の実施		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	18	学校支援地域本部等事業	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村164本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部宇設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)		
生涯学習課	19	放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学びを身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成8カ所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後デイサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		
生涯学習課	20	青少年教育施設振興事業	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内負青少年教育施設の共同チラシの作成配布		
文化財課	21	出前考古学教室事業	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討 3月 翌年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～平成34年度)	○出前考古学授業 (年約80校で開催) 前期:4月～7月 後期:10月～2月		
文化財課	22	公開講座事業	市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、県民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討 3月 翌年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～平成34年度)	○所長の山城講座と城歩き(年4回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(年4回) ○考古学研究最新線解説会(年2回) ○遺跡解説会(年3回) ○まいぶん講座(年3回) ○古代ものづくり体験教室(年10回) ○親子考古学教室(年16回) ○まいぶんセンターまつり(11月11日)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
文化振興課	23	県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる映画の上映、子どもを対象にビッグバンドスタイルの演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	0歳から5歳ぐらいまで(未就学児)の子どもたちは成長の個人差が大きいため、年齢制限の境目設定が難しい、また内容についても理解の個人差が大きいため平準化が難しい。 ○子どもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが多い。	○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、子どもを対象にした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	○ウルトラマンプレシャス高知公演 ○キッズミートジャズ ○恐竜どうぶつ園 ○キエフ・クラシックバレエ ※4歳から鑑賞可 ○ヨーロッパ企画第37回公演 ○歌舞伎公演※青少年教育普及目的 ○はじめてのABC ○アウトリーチ事業 ○外部施設でのコンサートなど ○児童生徒向けワークショップ ○高知ジュニアオーケストラの育成 // 第6回定期演奏会 // 施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導		
文化振興課	24	県立美術館(教育普及事業) ※再掲	美術館職員が学校に向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○出前講座 ○スクールプログラム		
国際交流課	25	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。	○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場・県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や県南米研修生に講師となってもらい、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	○H30.8、県国際交流員、外国人住民、南米研修員の計5人の講師を招き、講座を開催する。		
国際交流課	26	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。(H30年度は本県から全羅南道への派遣を支援予定。)	○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。 両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJAL全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。	○H30.8本県から全羅南道へ児童を派遣。		
まんが王国土佐推進課	27	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことがない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんが教室の実施 ○開催実績のない地域への積極的案内		
スポーツ課	28	「わいわいチャレンジ！」(スポーツ体験事業) ※再掲	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。	○スポーツ体験事業の実施 第1回 陸上競技(短距離走) 第2回 トランポリン 第3回 タグラグビー 第4回 スタッグゴルフ 第5回 カヌー 第6回 ゴルフ 第7回 ボルダリング 第8回 ライフル射撃 第9回 ボウリング 第10回 マラソン		
鳥獣対策課	29	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	○野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が求められている。	○野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	○渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	○愛鳥ポスター原画コンクール ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
林業環境政策課	30	山の学習支援事業	「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。	事業を活用する市町村(学校)の固定化	○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。	○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校校長等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。	○森林環境教育を実践する小中学校等を対象に補助する		
林業環境政策課	31	森林公園等管理運営費(浦喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、浦喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	○児童生徒が参加するイベントの回数 浦喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回	○児童生徒が参加するイベントの回数 浦喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	○浦喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフト、間伐体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・森の音楽会、炭焼き体験などのイベント ・小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習		
木材産業振興課	32	乳幼児等木育支援事業	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。	取り組み市町村の増加に向けた制度の周知が必要	多くの市町村で取り組むことで、保護者と乳幼児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむ機会をつくる	事業実施市町村の拡大	・補助金交付要綱の作成 ・補助事業の周知 ・事業要望の実施 ・補助事業の実施		
環境共生課	33	環境活動支援センター事業 ※再掲	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。	○環境絵日記の応募作品の普及啓発活動への活用。 ○環境絵日記については、子どもたちの参加意欲を促すため全作品をデジタル化してウェブ公開しているが、費用を要するため、応募数が増えずると予算面で対応が難しくなる。	○環境絵日記コンテストの応募作品数は現状レベル(3,500~4,000点)を維持。	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消	○環境絵日記コンテストの開催 ○体験型環境イベントの実施(2回/年)		
環境共生課	34	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 ・押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りよう」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム		
環境共生課	35	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回る事ができた。第四期については、5か年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数23,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・レインスティック、竹笛作り等 ・グリーンアドベンチャー ・写真展 ○森と海の学校 ・親子木工教室、竹とんぼ大会等 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木の木工クラフト ・木工体験 ○他団体との連携 ・木の木工クラフト、木工クラフト体験		
防災砂防課	36	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	こども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、こども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
港湾・海岸課	37	子ども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校		
小中学校課	38	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画		
高等学校課	39	感性を育む教育推進費	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成29年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会の設立及び第1回実行委員会の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭企画運営委員会を開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会(募集による組織)の立ち上げ及び複数回の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒統括会議の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭高知大会500日前キックオフイベントの開催		
生涯学習課	40	環境学習推進事業 ※再掲	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→ H28:12人→H29:23人(計:86人) ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25～H31累計) 100人以上	○指導者養成研修の実施(委託) ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣	○平成30年度高知県教育委員会「指導者養成研修等」委託事業 自然体験活動企画担当者セミナー開催により、自然体験活動のプログラムを考え、指導できる人材を育成する。 ○県内青少年教育施設や県内の自然環境団体と連携し、行事等を県民に周知してもらうための広報活動を行う。 ○平成30年度 体験活動推進事業実施により、保・幼・小・中の園児、児童、生徒に対して自然にふれあう体験活動を企画できる講師を派遣する。5団体程度対象で講師を5～10名程度派遣する。 ○平成31年度からは委託事業ではなく養成された指導者による自然体験活動を自立して行っていく。		
生涯学習課	41	青少年教育施設振興事業 ※再掲	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数 (小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特長やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内負青少年教育施設の共同チラシの作成配布		
広報広聴課	42	県庁見学	県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
林業環境政策課	43	こうち山の日推進事業(山の日先生派遣事業)	人と木の共生を基本理念とする「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。	実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要	○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の日先生の派遣を行う団体等に対して補助する		
木材産業振興課	44	木の香るまちづくり推進事業(学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	・補助金交付要綱の作成 ・補助事業の交付決定(H29.10要望調査分) ・事業の2次要望の実施(H30.7) ・補助事業の交付決定(2次要望) ・補助事業の実施		
環境共生課	45	環境活動支援センター事業※再掲	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○事業活動等に際してどのような環境配慮がなされているか、子どもたちの理解が進んでいる。	○学校側が参加しやすい時期(8月)に実施する方向で調整	○環境×仕事の現場を見学するバックヤード・ツアーの実施		
環境共生課	46	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)※再掲	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 押花教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室、育てて楽しむ草花教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろう」「子どもサマーキャンプ(五台山で遊ぼう)」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム		
障害保健福祉課	47	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース)	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。	障害者のニーズに応じて、受入先企業の職種の拡大等が必要である。	○特別支援学校のみならず、学校教育法第1条に規定されている学校においても、発達障害の生徒が増えきており、今後委託訓練のニーズが高まると予想されるので、15コース程度を見込む。	特別支援学校高等部等を3月に卒業する際には、就職先が内定するよう、当該職業訓練の受講を確実ににつなげる。	3コース(3人)		
文化振興課	48	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)※再掲	県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○中高生の職場体験の受入を行う。	○職場体験		
まんが王国土佐推進課	49	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがが学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定		
まんが王国土佐推進課	50	「まんが教室」開催事業※再掲	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市を除く)を対象としたまんがが教室の実施 ○開催実績のない地域への積極的案内		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
私学・大学支援課	51	私立学校教育力強化推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特徴に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○制度に関する学校への周知 ○適切な事業実施		
私学・大学支援課	52	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に関する情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施		
スポーツ課	53	タレント発掘四国ブロック展開事業	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを地域レベルで構築してため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○高競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。	○コンソーシアム会議:2回(6月・2月) ○プログラム検討会:3回(6月・7月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技)短期集中プログラム:各3回(7月~2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月)		
公園下水道課	54	県内のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に向いでの講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、こども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、第3者委員会などで、提言をいただきながら自然観察会等を実施予定。 また、友の会でも飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	友の会の開催(飼育体験、秋の鳴く虫観察会など) サマースクールの開催 夏休み特別講習会の開催 探鳥会の開催 どんぐり感謝祭の開催		
小中学校課	55	小中学校キャリア教育充実プラン	子どもたちの社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、高知のキャリア教育の指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、県民ぐるみのキャリア教育を推進して、児童生徒が将来の夢や志を持てるようにする。	○H29年度全国・学力学習状況調査の児童生徒質問紙において、児童生徒のキャリア発達に関する質問に対する肯定的な回答の割合が、小中学校において特に改善傾向にあり、小中学校ともほぼ全国並となっている。 ・人の役に立つ人間になりたいと思う小学生(+1.5p) 中学生(+1.4p) ・ものごとを最後までやりとげて、うれしかったことがある小学生(+0.5p) 中学生(-0.3p) ・将来の夢や目標をもっている小学生(-0.7p) 中学生(+3.1p) ○キャリア教育に関する校内研修の実施が進んできたものの、100%には達していない。 ○キャリアシートの活用率は高いが、その内容や授業での扱い方には差がある。	○県内の教員全体のキャリア教育の指導力が向上し、児童生徒のキャリア発達が促されている。 【全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙】 ・児童生徒のキャリア発達に関する質問項目における肯定的な回答の割合 小学校:全国平均+2ポイント 中学校:全国平均+4ポイント 【キャリア教育に関する実態調査】 ・キャリアシートの活用率 小学校:90%以上 中学校:90%以上 ・キャリア教育に関する校内研修を計画し、実施している割合 小学校:80% 中学校:80%	H30・中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂・配付 ・キャリアシート「指導の手引き」のシステム配信 H30~H34 ・取組の充実・成果の普及 ・キャリアシート「指導の手引き」の更新 H31~H34 ・キャリアシート及び「みらいスイッチ」の活用実践事例の収集・発信	○中学生のためのキャリア教育副読本「みらいスイッチ」改訂 ○キャリアシート「指導の手引き」システム配信 ○キャリア教育に関する実態調査の実施		
高等学校課	56	21ハイスクールプラン推進費	各県立高校における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的な取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるような取組とする。	○生徒が充実した高校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など		
高等学校課	57	キャリアアップ事業(インターンシップ)	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。	○各学校において、外部講師を招へいたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身に付け、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○進路に向けた課題解決支援事業 ・スキルアップ講習 ・進路講演(キャリアサポート) ○地域産業を支える人材育成事業 ・進路決定者研修		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
高等学校課	58	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。	○各学校において、外部講師を招へいしたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身につけさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ること、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたブラッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○進路に向けた課題解決支援事業 ・スキルアップ講習 ・進路講演(キャリアサポート) ○地域産業を支える人材育成事業 ・進路決定者研修		
高等学校課	59	学力向上推進事業 ソーシャルスキルアップ事業 キャリアアップ事業(地域産業を支える人材育成)	充実した高校生活を送れる環境を整えるとともに、高知県の将来を担う良き社会人の育成に取り組み、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」を図る。	○入学時の早い段階で、高校生活を共にする仲間としての意識が芽生え、学校生活に対する不安の解消にもつながる取組が必要。 ○特別な支援が必要な生徒に対して、対人行動力を向上させるための支援が必要。 ○各校において、成績不振の生徒への補習ができる体制を整備しており、対象の生徒数は減少しているが、十分ではない。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因としては、生徒の学習習慣の定着が十分でないことや、生徒の進路意識の啓発が十分でないことなどがあげられ、継続的な取組が必要である。	○学校における人間関係を早期に築かせ、高校生活への適応が円滑に行われている。 ○特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。 ○高校3年間の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合15%以下 ○国公立大学進学者数(現役)700名以上	○仲間づくり合宿など、実施計画や実施方法のさらなる改善を図る。 ○ソーシャルスキルトレーニングのより効果的な指導・支援体制を構築するために指定校を中心として研究を進める。 ○これまでの取り組みに加え、平成30年度から「学校支援チーム」を編成し、定期的な学校訪問を通して、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校の支援を強化する。特に、授業改善については、指導主事等が授業見学や各校の教科会に参加して、指導・助言を行う。 ○特に、郡部校、中山間校を中心に生徒の学力層の幅が大きい一方で、教員数が限られており、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸びきれていない現状があるため、平成30年度から、上位層対象の学習支援員を新設した。	○仲間づくり合宿、体験活動の実施 ○高校生活や学習等に関するオリエンテーションの実施 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践 ○学校支援チームの派遣 ・基礎力診断テスト実施校(30校)を、「支援校」、「重点支援校」、「教科会支援校」に指定し、授業改善等に取り組む。 ・授業改善に係る学校訪問においては、教科会での協議において、「授業づくりガイドブック(高校版)」を活用 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:4月及び8~9月 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(2回) ・研究協議会(2回) ○学習支援員事業 ・中山間地域校の学びの活性化に向けて、新たに成績上位層生徒対象の学習支援員を配置		
高等学校課	60	産業教育推進費	産業教育民間講師の招へい、農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業などを実施する。	○将来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携や競技会への挑戦等を推進していく必要がある。	○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○外部機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会充実	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○産業教育民間講師招へい事業 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 ・生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援		
高等学校課	61	教師力ブラッシュアップ事業	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。	基礎学力の定着については、十分に身についていないと判定される生徒は減少しているが、その割合は依然として大きい。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因として、基礎学力の定着では、教科指導が個々の教員の力量に依存しており、学校の組織的な取組が十分でないことがあげられる。また、大学進学に関する指導では、特に難関大学の受験に向けての教科指導について、個々の教員の指導力が十分でなく、学校の中で教員の指導力を向上させていく環境が整っていない。	○国公立大学進学者数(現役)700人以上 ○県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業生数の割合25%以上 ○英語担当教員の英検準1級程度取得率(H32末)高等学校:75%以上	○教科指導力向上研修Ⅰ ・大学進学チャレンジセミナーを活用した進路指導力の向上を図る。 ○教科指導力向上研修Ⅱ ・県内の県立高校において、大学進学や基礎学力定着の指導に実績のある、他県のスーパーティチャーや予備校講師を招へいした授業研究や、授業改善に向けた教科研究の研修会などを実施することで、教員の教科指導力や進路に関する指導力向上を図る。 ○英語発信力の育成 ・H30年までに高等学校における英語担当教員の英検準1級程度取得率70%、H32年までに75%以上の目標達成を目指す。方策として、英語力ブラッシュアップ講座、英語教育推進研修を実施し、教員の英語力、指導法の向上を図る。	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進路指導力の向上(8月1~3日) ・教科指導力向上研修Ⅱ:県外講師による研究授業及び研究協議(5校程度) ○英語発信力の育成 ・高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業:授業研究、テスト研究、英語ディベート研究、学校実践研究		
特別支援教育課	62	特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができていく。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができていく。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒後1年)100%	○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○進路支援推進会議の設置 ○特別支援学校へのキャリア教育アドバイザーの派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○就職アドバイザーの配置・派遣 ○高知県特別支援学校技能検定の実施 ○職場定着支援の実施		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
保健体育課	63	トップアスリート夢先生派遣事業	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つようとする気持ちや夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。	○県内では、トップアスリートに直接触れ合う機会が少ない。 ○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育へのアプローチが弱い。	○県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合う機会を設ける。 (オリパラ全国展開事業とも連携) 〔目標数値〕 小学校 58校(現在132校) 中学校 80校(現在20校) ○県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、オリパラ教育が実践されている。	○オリパラ全国展開事業とも連携しながら、県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合ったり、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育の取組を進める。	○日本サッカー協会との業務契約締結 ○要項作成・配布し、訪問校の募集 ○訪問校を選定・決定 ○訪問校への夢先生の派遣 ○報告書の提出(訪問校)		
スポーツ課	64	私立高等学校運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、H34:13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○スポーツ医科学サポートの実施		
スポーツ課	65	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、H34:13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。	○県外優秀校の招聘(11競技) ○アドバイザー招聘(8競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加		
スポーツ課	66	タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○高競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。	○コンソーシアム会議:2回(6月・2月) ○プログラム検討会:3回(6月・7月・10月) ○発掘プログラム:1回(9月) ○育成プログラム(トランポリン競技・ライフル射撃競技)短期集中プログラム:各3回(7月～2月) ○スタッフ研修:2回(7月・10月)		
スポーツ課	67	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や団員数の減少が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。	○団数(H29:218団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17協議)、指導者数(962名)が増加している。	○総合交流大会充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施(4月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○国際交流		
保健体育課	68	運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、県立高等学校に運動部活動強化拠点校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○全国大会における県立学校の競技力の低迷が続いている。 ○県立高等学校の部員数が減少傾向にある。 ○全国レベルの県外選手が県外へ流出している。 ○専門的な指導者が不足している。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 〔目標数値〕 ・県立高等学校入賞数の増加 ・四国大会ベスト4の入賞数の増加 ・全国大会ベスト8の入賞数の増加 ・指導者の発掘・育成(スポーツ課・競技団体との連携)	○強化拠点校・強化推進校において、競技力向上の取組が進み、四国大会以上の大会での入賞数を増やす。	○前年度からの継続校の予算案の提出 ○新規指定校の決定・予算案提出 ○新規指定校の認定証交付式 ○強化拠点校・強化推進校での活動開始 ○高知県運動部活動強化校支援事業の連絡協議会の開催 ○指導主事等の視察訪問 ○次年度推進校の選定 ○実績報告書の作成・提出		
保健体育課	69	運動部活動サポート事業	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。	○各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部では質の高い指導実践に繋がっている。 ○運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に、中山間地域において、運動部活動支援員の派遣を希望していても、指導可能な人材が少ないため配置できていない部活動がある。	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校:84部 高等学校:63部 特別支援学校:4部	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化を進める。	○要項の作成・通知 ○派遣校の調整・決定(決定通知の送付) ○運動部活動支援員の派遣 ○運動部活動支援員対象の研修会(年2回)の実施 ○事業報告書の作成・提出(派遣校)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
保健体育課	70	運動部活動指導員派遣事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができないため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあたっている。	○部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的な向上が図られている。 ・派遣部数 県内全ての公立中学校、高等学校に1名以上配置	○部活動指導員の配置により、生徒の健康面への配慮とバランスのとれた生活の確保に努めるとともに、教員のワークライフバランスの改善を進める。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化を進める。 ○部活動指導員の県内全ての公立中学校、高等学校への配置を進める。	○要項・要領の作成及び周知 ○中学校における県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間3回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○実績報告書の作成・提出(学校)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	71	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校:75%以上 中学校:70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校:8.0%以下 中学校:15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校:80% 中学校:35%	○子ども読書推進計画の着実な推進 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○子ども読書活動推進協議会における進捗確認・評価(年間2回予定) ○読書ボランティア養成講座 ・全体会1回、地区別講座6箇所、出張講座 ○図書館振興計画 ・各市町村と市町村図書館の現状・課題・対策の検討を行い、進捗の点検・評価を行う(2年毎) ○子ども司書交流会 ・県内3ブロックで開催		
地域福祉政策課	72	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動劇、受け入れ側)	○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	○市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ○福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催 ○ボランティアコーディネーター研修の開催		
少子対策課	73	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催		
まんが王国土佐推進課	74	まんが甲子園開催事業※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場では、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定		
防災砂防課	75	子ども防災キャンプ※再掲	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校		
港湾・海岸課	76	子ども防災キャンプ※再掲	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/30 伊野南小学校 10/13 神谷小中学校		
学校安全対策課	77	防災教育研修会	「高知県安全教育プログラム(震災編)」に基づく教育手法や先例事例等の研修から、子どもたちの防災対応能力の向上、学校の危機管理能力や防災力の向上を図る。	○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。	○防災教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に反映させた学校の割合100%	○学校全体研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回の予定で毎年開催し、防災教育に携わる教職員の指導力の向上を目指して、研修内容を工夫する。 ○防災の授業及び避難訓練の実施状況、防災教育研修会の自校へのフィードバック状況を、アンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言する。	○学校全体の防災教育研修会を3地区4回開催(被災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習、モデル校による実践発表等) ○防災の授業及び避難訓練の実施状況、防災教育研修会の自校へのフィードバック状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
学校安全対策課	78	防災教育指導事業	○「高知県安全教育プログラム(震災編)」に基づく防災教育の推進と、授業で活用できる防災教育副読本等の配付 ○「高知県安全教育プログラム(震災編)」の改訂	○「高知県安全教育プログラム(震災編)」に基づく防災教育の推進についての通知 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1) ○「高知県安全教育プログラム(震災編)」の改訂作業中	○防災の授業の100%実施 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ○様々な状況を想定した避難訓練の100%実施 各学校(年間3回以上) ○「高知県安全教育プログラム(震災編)」※改訂版に基づく防災教育の実施率100%	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発 ○新学習指導要領の内容やこれまでの研究実績を活かした「高知県安全教育プログラム(震災編)」の改訂、これに基づく防災教育を推進	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付(地震発生確率等、内容の一部を改訂) ○防災教育における教材の活用率を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○「高知県安全教育プログラム(震災編)」の一部改訂(配付教材を活用した授業展開例等)		
学校安全対策課	79	実践的防災教育推進事業	『「世界津波の日」高校生サミットin黒潮』で採択された黒潮宣言に基づき、県内高校生を対象とした「高知県高校生津波サミット」を開催し、高校生の主体的な防災活動を支援する。実施する拠点校の取組を、モデル地域である市町村域内で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す(6市町(拠点校8校)、県立学校2校で実施予定)	○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。 ○今年度からの新しい事業体制であるため、モデル地域の市町に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	○県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。 ○モデル地域の市町村の事業実績とする指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/10 ・被災地訪問 7/29~31 ・「世界津波の日」2018高校生サミットin和歌山 10/31~11/1 ・「高知県高校生津波サミット」開催 12/15 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催(年2回) ・モデル地域の市町における成果発表 ・拠点校による研究発表 ・防災教育研究会(県主催)での実践発表 ・モデル地域の市町及び拠点校の取組成果をHPに掲載		
学校安全対策課	80	学校防災アドバイザー派遣事業	津波浸水域や土砂災害警戒区域等にある学校を中心に学校防災アドバイザーを派遣し、避難経路・避難場所などの安全性の確認や講話等を通じて、児童生徒等の安全確保に向けた体制の改善を図る。(20回派遣予定)	○平成25年度から延べ366校へ、学校防災アドバイザーを派遣しており、避難経路や避難場所についての助言や防災についての講話を通して、学校の安全管理の強化を進めてきた。ただし、学校防災アドバイザーを派遣する学校の固定化も見られるので、津波浸水想定外の学校にも働きかけが必要である。 ○事業の主体となる国の実施要項により、派遣先が防災教育の研究指定校を持つモデル地域の市町村に限定された。	○学校防災アドバイザーからの専門的な知見に基づく指導助言が、モデル地域内の各学校の安全管理に活用されている。	○学校防災アドバイザーからの指導助言が、派遣学校だけでなく、モデル地域内の多くの学校に共有・活用できるような派遣の方法を工夫する。	○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(10回予定) ・県立学校に派遣(10回予定)		
学校安全対策課	81	防災キャンプ推進事業	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。	○防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもたちだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。単発で終わらせることなく、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていくことが必要である。	○市町村や地域が主体的に防災キャンプを実施する。 ○防災キャンプでの避難生活体験を通して、多くの子どもたちが地域防災への関心を高め、地域の安全に貢献していこうとする心を持っている。	○市町村内でモデルとなるような、子どもたちが家族や地域とともに防災について体験し学ぶことのできる防災キャンプを実施する。(事業の継続) ○本事業の防災キャンプの成果を研修会等で紹介したり、当該HPに掲載したりして、効果的な啓発を行う。	○2地域で2回防災キャンプを実施 ○県主催の研修会において、取組内容報告 ○HPによる実績広報		
幼保支援課	82	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。	各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かし、保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。	園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。	○園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。	○県内3箇所で開催		
生涯学習課	83	放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲	放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学びを身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成8カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・うち、防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
少子対策課	84	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を 広め、子どもたちが健やかに育つ環境 づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた 推進計画の進捗管理や子どもが主 体的に考える機会となるフォーラムの 内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四 期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○市内各部署や子どもの環境づくり 推進委員会との連携により、子ども の環境づくり推進計画(第三期)の 取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各 種媒体やイベントにおける広報活動 の成果として、子ども条例の認知度 がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会にお いて、各事業の取り組み実績を報告し、意見 を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催するこ とで、子ども条例に関わる方を増やし、子 ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催		
高等学校課	85	211ハイスクールプラン推進費 ※再掲	各県立高校における生徒の個性や学 校・地域の特色を生かした自主的な、 創造的な取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域 との連携・協働による多様な取組が各 学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学 習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつな がるような活動となるような取組とす る。	○生徒が充実した高校生活を送る ことで、生徒や保護者の学校への満 足度が向上し、県民に信頼される学 校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が 深まり、志願者の増加につながって いる。 ○資格取得を推進することにより、 就職内定率の向上につながってい る。	○魅力ある学校づくりを推進 (広報促進、地域新商品開発・販売、地域 防災支援、地域課題解決学習、地域活性 化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実 施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など		
【全所属】	86	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加事例や 活動に関する情報提供						

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
健康対策課	87	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(母子保健型))に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは全市に設置済み(合計17市町村)H30.4.1現在 ※H27年度から事業開始	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市設置	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援		
児童家庭課	88	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人事育成及び資質の向上が必要	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)		
児童家庭課	89	子どもの見守り体制推進事業	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)		
児童家庭課	90	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型及び特定制)、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業)に対して補助する	○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに、効果的な事業実施に向けた協議を進める。		
児童家庭課	91	安心子育て応援事業	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○14市町村1広域連合、16サークル交付予定 ○予算19,431千円		
児童家庭課	92	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材を地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつながりにくくなっている。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村をつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	93	出会い・結婚・子育て応援窓口運営事業	妊娠から子育て期までの切れ目ない総合的な支援を強化するため、子育て支援センターの設置を進める。あわせて、主に0歳～2歳児の子育て家庭を対象に子育ての不安等の解消を図る交流の場の設置をすすめるとともに、日常的な見守りを充実	高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置 (非常勤職員1名アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件 (第3期Ver3日本一の健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信	通年 ○出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面に出向き、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 ○電話相談 応援コーナーに設置している子育て相談専用電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 ○子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援		
幼保支援課	94	多機能型保育支援事業	保育所を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々や協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々や協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等へのアプローチを継続しつつ、多機能型保育事業に対する理解を得られるよう、広報活動を充実させていく。 ○多機能型保育事業の推進 15箇所		
児童家庭課	95	「こうちブレマnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始		
幼保支援課	96	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む保育・教育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、保育・教育の質の向上を図る。	○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2カ年で実施できるよう働きかけているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的、計画的な園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。	・園内研修・ブロック別研修支援の実施回数:年間200回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合:100% ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査で「参考になった」と回答した割合:80%以上	○園内研修支援 ○ブロック別研修支援		
幼保支援課	97	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○多くの園で、親育ち支援の中核となる保育者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園で、親育ち支援の中核となる保育者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援保護者研修の参加者数及び参加率 1,400人以上、60% 保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率が高まり、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村の中核者が各園での研修を促したり、全園で	○親育ち支援啓発 ○親育ち支援保育者フォローアップ研修		
生涯学習課	98	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭学習支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:16市町村 ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	99	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。	○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金の交付(5市町村6団体) 室戸市、安芸市、佐川町(2)、日高村、黒潮町 [主な活動] 料理教室、工作教室、夏祭り、クリスマス会など		
児童家庭課	100	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型)、地域子育て支援拠点事業)に対して補助	○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることができる経験のある職員が不足している。 ○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに、効果的な事業実施に向けた協議を進める。		
児童家庭課	101	安心子育て応援事業 ※再掲	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○14市町村1広域連合、16サークル交付予定 ○予算19,431千円		
児童家庭課	102	子育て支援員等研修事業 ※再掲	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材を地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつなげられにくくなっている。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村をつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施。		
幼保支援課	103	多機能型保育支援事業 ※再掲	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等へのアプローチを継続しつつ、多機能型保育事業に対する理解を得られるよう、広報活動を充実させていく。	○多機能型保育事業の推進 15箇所	
生涯学習課	104	放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学びを身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後サービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
地域福祉政策課	105	あつたかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	【現状】あつたかふれあいセンター事業の開始時点では、22市町村28拠点【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことから民間参入が進まない。	あつたかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知県福祉の拠点として整備されている。	あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備力所数:旧市町村に1カ所以上。	あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備 H30年度:31市町村48拠点226サテライト 新設5拠点:安芸市1・いの町(吾北)1・仁淀川町(吾川)1 ・佐川2(加茂、黒岩) ②福祉サービスの提供機能の充実に向けた支援 ・集いの場を活用した子育て支援サービス(子ども食堂、地域子育て支援センターの代替機能など)の充実 ・障害児・者の地域生活支援等のサービスの充実(スタッフへの研修など)		
障害福祉課	106	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。	学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。	市町村担当者などで当該事業の周知を図り、地域のニーズに応じた利用促進を行う。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。		
児童家庭課	107	民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2%	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼	・就学時健康診断での自己紹介の実施について、計画の確認と協力依頼(6月) ・入学説明会での自己紹介の実施について、計画の確認と協力依頼(9月) ・入学式での自己紹介の実施について、計画の確認と協力依頼(2月)		
児童家庭課	108	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	全市町村訪問による現状把握	全市町村訪問による現状把握(H30.5月～7月)		
県民生活・男女共同参画課	109	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。	○県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。	○安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信 ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進会議総会の開催		
学校安全対策課	110	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子どもの安全を守るために、スクールガード・リーダーを配置し、学校の巡回指導等を実施するとともに、防犯教育をはじめ学校安全教育の充実強化と学校事故の防止に努める。	○他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生したり、県内でも子どもをねらった不審者情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に行われるよう、啓発を続けていく必要がある。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が多く市の市町村で構築されている。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を活かした、子どもの安全を確保する体制構築の効果や好事例を研修会等で紹介し、組織的な見守り活動の啓発 ○継続的に見守り活動をしている組織の表彰	○スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ○スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※情報共有・スキルアップ等 ※第2回は学校安全推進講習会の午後日程と兼ね、参加者にスクールガード・リーダーや見守り活動等を紹介、啓発		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	111	学校支援地域本部等事業 ※再掲	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村164本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事の協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)		
生涯学習課	112	放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 8カ所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後ティサービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月		
児童家庭課	113	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設及び運営に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。	・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町村は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	・民間団体への支援及びあったかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアリストの作成・提供 ・食材配送(提供)の仕組みの構築のための協議会の立ち上げ支援 (子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市)	・子ども食堂実施団体、食材提供事業所、運送会社、県社協等との食材支援の仕組みづくりに関する協議(4～6月) ・市町村社協等訪問(継続開催の子ども食堂がない地域での開設に向けた協議)(5～6月)※地域コーディネーター活用検討依頼 ・ボランティア養成講座(5回) ・開設準備講座(5回) ・子どもの居場所づくりネットワーク会議(4回) ・SSWへの協力依頼 ・補助金説明会(2月)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
高等学校課	114	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。		
児童家庭課	115	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠なことから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	児童措置委託にかかる経費の支出		
児童家庭課	116	児童養護施設等退所者等自立支援事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施 2か所		
生涯学習課	117	若者の学びなおしと自立支援事業	中学・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもりがちな若者たちに対して、就学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実に図る必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAIによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・ソーシャルスキルトレーニング ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談) ・職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、民生・児童委員、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6地区・6月～7月) ○若者キャリア支援セミナー・相談会の実施(8月) ○若者はばだけプログラム活用研修の実施 ・初級講座 4回 ・指導者ステップアップ講座 3回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・3月)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	118	「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流とってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。 ○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○5月 サイト再構築等委託契約 ○11月 新サイト運用開始			
児童家庭課	119	地域子育て支援推進事業	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。	○地域子育て支援センターの希望に応じた学習のテーマを実施するための、専門職や講師のなり手が不足している。	○希望する全ての地域子育て支援センターで学習機会が提供されている。	○地域子育て支援センターから提案される利用者のニーズに合わせたテーマで学習機会を提供する。	○学習講座の開催 愛着形成をテーマにした講座28回 家庭教育支援をテーマの講座32回		
幼保支援課	120	親育ち支援推進事業 (基本的生活習慣向上事業を除く) ※再掲	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園で、親育ち支援の中核となる保育者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援保護者研修の参加者数及び参加率 1,400人以上、60% 保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率が高まり、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村の中核者が各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○親育ち支援啓発 ○親育ち支援保育者フォローアップ研修		
警察本部少年女性安全対策課	121	親子の絆教室開催推進	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量抑制する。	幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、平成29年～平成31年で全園一巡を目標とする。	○幼稚園・保育所に対し親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し教室開催の重要性を啓発する。 ○平成30年(1～12月)は100園での開催を予定。		
少子対策課	122	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが「健やかに育つ環境づくり」を推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催		
まんが王国土佐推進課	123	まんが甲子園開催事業 ※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場は、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携により、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	
生涯学習課	124	放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室148(41)カ所 児童クラブ175(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 8カ所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、防災対策経費、教材等購入経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 20回 ・放課後サービス事業所との連携 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月			
文化振興課	125	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保。	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導			
まんが王国土佐推進課	126	まんが甲子園開催事業 ※再掲	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。また、進路に関するシンポジウムを開催する。	○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保 ○幅広い高校生に進路シンポジウムに興味を持ってもらえるよう、シンポジウム内容の充実 ○進路シンポジウムを通して、まんがを学ぶことが将来における職業にどうつながるかのイメージや、それに対して現在から準備していくこと等の具体的なイメージを持ってもらう。	○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。 ○進路シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。 ○シンポジウム開催に関する内容をアンケートに追加し、次年度に向けた内容の充実を図る。	○まんが甲子園の開催 ○出版社への参加依頼 ○スカウトシップ育成プログラムの実施 ○高校生スタッフへのアンケート実施 ○高知県高等学校文化連盟への大会実績報告 ○進路に関するシンポジウムの開催 ○シンポジウム内容の振り返りと次年度に向けた企画案や改善策の策定			
小中学校課	127	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。	・H29年度全国・学力学習状況調査において、小中学校ともに国語の学力が低下。特に文章の読解力に弱さが見られ、このことは他の教科等の学力にも影響する大きな課題である。 ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、小学校において、図書館資料を活用した授業の実施率(月に数回以上)が減少している。 小学校 H28:49.2% → H29:39.4% 中学校 H28:14.7% → H29:23.3% ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、新聞を読む児童生徒の割合が年々減少している。 小学校 H27:25.2% → H28:25.6% → H29:22.2% 中学校 H27:18.8% → H28:18.2% → H29:13.5%	○全国学力・学習状況調査において、小学校の学力は全国上位を維持、中学校の学力は全国平均以上まで向上する。	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施。 ○公開授業及び研究発表会の実施 ・小学校:国語、中学校:全教科等	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施。 ○授業公開(図書館資料や新聞を活用した授業) ・小学校:国語、中学校:全教科等			
小中学校課	128	教育文化祭 ※再掲	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進める。 ○外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○教育文化祭行事の実施 ・科学 理科 ・音楽(吹奏楽・唱歌・器楽) ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画			

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
高等学校課	129	感性を育む教育推進費 ※再掲	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリ・パラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会の設立及び第1回実行委員会の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭企画運営委員会を開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会(募集による組織)の立ち上げ及び複数回の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒統括会議の開催 ○第44回全国高等学校総合文化祭高知大会500日前キックオフイベントの開催 		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30			
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	
医事業務課	130	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新5か年戦略推進事業	若年者が覚醒剤や指定薬物等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催している。	○高知県薬剤師会、学校薬剤師部会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○薬物乱用防止推進員への研修会開催 ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」6.26ヤング街頭キャンペーンの開催 ○大学生に対する薬物乱用防止啓発 ○薬物乱用防止教育研修会の開催(8月上旬予定) ○危険ドラッグ等啓発資材の配布			
児童家庭課	131	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。							
児童家庭課	132	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。							
人権教育課	133	ネット問題啓発資料づくり事業	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、ルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。	各取組を実生活につなげる過程には、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校(PTAを含む)の割合 小学校11.4%以上 中学校29.2%以上 高等学校23.1%以上	・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校(PTAを含む)の割合 小学校80%以上 中学校90%以上 高等学校90%以上	・年間5～10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含めた、PTA、学校の研修を実施する。	・学校における情報モラル教育推進に向けた実践事例集の活用促進 ・県警、高知工科大学ボランティア、人権教育課が連携してネットに関する教材を開発しホームページで公開 ・ネットに関する教材をPTA研修等で紹介し活用を呼びかける			
人権教育課	134	学校ネットパトロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うなど、関係機関と連携した総合的な取組を進める。	教職員のいじめに対する認知力の向上により、早期発見・早期対応につなげ、認知したいじめの多くは解消されている。しかし、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、潜在化するネットやいじめ等を監視し早期発見・早期対応につなげる必要がある。	・ネットいじめ等の早期発見・対応により、深刻ないじめにならず解消につながっている。 ・関係機関の連携を深めることにより、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組が進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。	不適切な書き込み等について、検索、監視を行うネットパトロールの実施。 ・中高レベルの緊急事案への対応(市町村教育委員会・県立学校への周知と対応) ・啓発資料の作成、配付			
警察本部少年女性安全対策課	135	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	学校との連携を密にして県内の小中学校310校を1年間で一巡する。			

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
小中学校課	136	道徳教育実践充実プラン	新しい学習指導要領が指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、市町村教育委員会が主体となって地域ぐるみの道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。	○全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目では、肯定的な回答が全国よりも高い傾向にあるが、親切・思いやりに関する質問については全国を下まわっており、特に中学校においては、肯定的回答が減少している。 ・小学校84.7%(全国比 -0.6ポイント) ・中学校83.3%(全国比 -1.1ポイント) ○道徳の授業の公開率100%を目指しているが、様々な学校の事情により達成できていない。	○「特別の教科 道徳」の実施に向け、学校・家庭・地域が連携した道徳教育の充実を図ることにより、児童生徒の道徳性が養われる。 ○県内全小・中学校の全学級において道徳授業の公開が100%。	○「特別の教科 道徳」の趣旨の周知及び指導方法の研究等を行う協議会を実施する。 ○「特別の教科 道徳」の指導方法や評価の研究等を行う小・中学校を指定し、実践研究の成果を普及する。 ○市町村が主体となって道徳教育を推進し、H30年3月に改訂した家庭版「道徳教育ハンドブック」の活用や道徳授業の公開を積極的に行うことにより、学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育を活性化させ、児童生徒の道徳性を高める。	○道徳研修講座の開催 ○小・中学校道徳教育研究協議会の開催 ○道徳教育パワーアップ研究協議会の開催 ○市町村指導事務担当者道徳教育推進協議会の開催 ○道徳教育推進拠点校事業 ○わがまちの道徳教育推進事業 ○道徳教育指導者養成研修の開催(中・四国ブロック研修会) ○道徳教育に関する調査の実施 ○家庭で取り組む高知の道徳(改訂版)の活用		
少子対策課	137	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じた推進計画の進捗管理や子どもが主体的に考える機会となるフォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第六期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第七期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
障害福祉課	138	「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の楽しい」において表彰する。	応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の楽しい」において表彰する。	○平成30年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 応募チラシ配布部数 700部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の楽しい」式典での入賞者の表彰		
私学・大学支援課	139	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができている。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時) ○人権教育研修の実施 県主催 3回 協議会主催 5回		
人権課	140	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催や人権啓発映画のテレビ放映、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権についても大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「じんけんフェスタ」、テレビミニ番組、スポーツコマースの放送、ハートフルセミナー、コラム掲載、スポーツ組織と連携協力した啓発活動、講師派遣等の実施		
教育政策課(教育センター)	141	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。 児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。(研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー ○人権教育実践スキルアップ講座 ○小中学校人権教育主任研修 ○県立学校人権教育主任研修 ○人間関係づくり実践講座 ○学級づくりパワーアップ講座 ○高等学校生徒支援コーディネーター研修		
人権教育課	142	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることにより、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育むとともに、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって人権意識の高揚を図る。	○学級経営の目的で、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○過去数年間、人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に取組を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に提案する。	・年度当初に、各学校に募集要項を発送し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に取組を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に提案する。		
人権教育課	143	いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会支援隊」	いじめやネット問題の解決に向けて、委員会「児童生徒会支援隊」	各交流会に参加している代表者の学習を校内に広げ、一人一人に繋げる仕組みが必要となる。	・各学校・市町村において、児童生徒の主体的な取組によるいじめやネットの問題を解決する取組が定着し、児童生徒の意識向上に繋がっている。	H30 各学校又は市町村での交流会 H31 プロット別の児童生徒会交流集会 H32 全県一斉の児童生徒会交流集会 H32年度までの交流会の実績を参考とし、H33年度以降の取組を決定する。	・児童生徒会が集まりいじめやネットの問題について考える交流集会を学校・市町村で開催する。 ・児童生徒会支援隊にて児童生徒による主体的な取組を各校に提案する。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における 現状・課題	目標数値または 目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または 目指すべき姿に向けた 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
人権課	144	人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連) ※再掲	地域や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。	○人権研修や講座により、子どもの人権について地域や企業等の理解が進んでいる。	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	ハートフルセミナー6月～3月(年4回予定) 講師派遣:随時		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	145	家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員の専門性の向上を図る。	児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的な対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ・職種別・経験年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講)	○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間20回) ・幡多児童心理司アドバイザー(年間4回) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(週3回程度) ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察との連絡協議会		
児童家庭課	146	家庭支援体制緊急整備促進事業(幡多要対協研修、出張相談所) 児童相談関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ○市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ○高知市(要保護児童対策地域協議会)への重点支援 ・実務者会議(ブロック別)の運営・定着に向けた支援	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ○市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言 ・第1回課長・係長会(6月下旬) ・要対協調整担当者意見交換会(9/11) ・第2回課長・係長会(11月下旬) ○高知市(要保護児童対策地域協議会)への重点支援 ・実務者会議(ブロック別)の運営・定着に向けた支援		
児童家庭課	147	児童虐待防止対策事業	児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。	児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施		
児童家庭課	148	児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言		
県民生活・男女共同参画課	149	女性の自立支援促進事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、母親とともに一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができてきている。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。		
県民生活・男女共同参画課	150	DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができてきている。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施		
人権教育課	151	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対しては、学校だけで対応することは困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して、適切かつ円滑に支援する体制が整っている。 ○緊急学校支援チームが学校や地域教委等に十分認識されており、必要に応じて支援要請が出しやすい状況である。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ・次期委員候補の臨床心理士を同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設定する。	○学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・対応する問題に合わせて、派遣する委員をコーディネートする。		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
健康対策課	152	思春期相談センター事業(PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。	○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。	○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応	○相談事業 ・電話及び来所 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・性的出前講座 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINKの移転 ・オープンスペースの活用(資料等の閲覧、講座の開催等)		
障害保健支援課	153	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っている。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 (4)センターにおける相談支援の充実 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全4回)による訓練の実施 (3)ピア活動の実施 (4)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域交流会の開催		
児童家庭課	154	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。		
生涯学習課	155	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲	中学・高校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもりがちな若者たちに対して、就学や就労に向けた支援を行うことで、自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者連絡会(5月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・ソーシャルスキルトレーニング ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談) ・職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、民生・児童委員、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ○新規スクールカウンセラーの募集のための大学訪問(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7/8,10/21,11/18,12/16,1/20)		
人権教育課	156	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実施する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が求められている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○全ての公立学校への配置を継続。 11市の教育支援センターへのアウトリーチ型スクールカウンセラーの配置を11市にする。 ○スクールカウンセラーの専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラーの配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラーの専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラーの募集のための大学訪問(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7/8,10/21,11/18,12/16,1/20)		
人権教育課	157	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実施する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が求められている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全ての市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる環境を整える。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20,21,22,24,27,28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
人権教育課	158	24時間電話相談事業	悩みを抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間も含め、24時間体制で電話相談に対応している。特に、休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との迅速な連携 ○民間業者との日々の引継ぎの実施と連携 ○相談担当者の相談スキルの向上	○専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができていく。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。 ○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○無職少年等の自立と就労支援に向けた取り組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	○夜間・休日の相談状況について民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施や日々のスクールカウンセラースーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ○悩みを抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整える。 ○臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ○緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○月～金の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間業者に委託 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ○信頼のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○SNSを活用した相談体制を試行し、その相談を電話相談等につなげられるようにする。		
人権教育課	159	心の教育センター相談支援事業	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メールによる相談、出張教育相談、学校支援の実施、学生ボランティアによる居場所づくり)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○相談事業や建替移転に関する情報についての広報活動の充実 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ、不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラースーパーバイザー等の配置 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターのさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう実務者レベルの連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布やコンビニに置くなど広報活動の拡充 ○子どもの居場所づくり「ふれんどるーむCoCo」の実施 ○保護者の交流の場(やまももの会)、子育て講演会の実施 ○不登校児童生徒を大学生が訪問するスマイルふれんど制度の実施 ○教育支援センター連絡協議会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施		
幼保支援課	160	特別支援保育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 (課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標)	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修の実施 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を拡充する。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 3回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 11市町村13名		
幼保支援課	161	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度の養育等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。	○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となってくることから、配置の拡充につながっていない。 ○保育士の不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることがある。	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ○家庭支援加配保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標)	○家庭支援推進保育士が配置できない園も含め、組織的な対応ができるよう、管理職を対象に研修を実施する。 ○市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、洗剤保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。	○家庭支援推進保育士の資質向上のための取組・研修の実施2回 ○保育所等への家庭支援推進保育士の配置 86名		
幼保支援課	162	スクールソーシャルワーカー活用事業	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。	○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足に加え、経営的な理由により市立保育所に家庭支援保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子ども・家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多忙で活動を広げることが難しい。	○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合含む) (H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村において、就学前を含めた活動の拡充を要請していく。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換会の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置 19市町村(学校組合含む)32名		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

（プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	163	学校支援地域本部等事業 ※再掲	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各学校支援地域本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:080校以上 ・学校支援地域本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している学校支援地域本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、学校支援地域本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村164本部257校(うち、県立校5本部5校、高知市34本部34校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)放課後学び場人材バンク ・地域本部で活動する人材の発掘等 (4)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 4回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (5)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)の決定・取組支援(4月～) ・実施校状況確認票による現状確認の取組(5月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(8回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画策定(2月)		
人権教育課	164	生徒指導推進事業	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委としても同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクトの推進校の取組にいかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の高面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。	高知市に生徒指導スーパーバイザー6名を学校へ派遣。 ○進捗状況の確認(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施(高知市)		
人権教育課	165	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実施する。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を推進するとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上及び学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○全ての公立学校への配置を継続。 11市の教育支援センターへのアウトリーチ型スクールカウンセラーの配置を11市にする。 ○スクールカウンセラーの専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラーの配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラーの専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラーの募集のための大学訪問(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20.21.22.24.27.28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3,7/8.10/21.11/18.12/16.1/20)		
人権教育課	166	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実施する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全ての市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる環境を整える。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20.21.22.24.27.28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)		
人権教育課	167	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業 ※再掲	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)と県教育委員会事務局職員による緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対しては、学校だけで対応することは困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対しては、適切かつ円滑に支援する体制が整っている。 ○緊急学校支援チームが学校や地域教委等に十分認識されており、必要に応じて支援要請が出しやすいう状況である。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ・次期委員候補の臨床心理士を同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設定する。	○学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・対応する問題に合わせて、派遣する委員をコーディネートする。			

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
生涯学習課	168	青少年教育施設振興事業 ※再掲	青少年施設としての機能を生かし、青少年を自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。体験活動等を通して不登校・いじめ等の予防的対応を図るとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身に付ける。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を活かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを活かしてふさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施を通じて、多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生) 延べ160,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ○積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・県内負責青少年教育施設の共同チラシの作成配布		
人権教育課	169	生徒指導推進事業 ※再掲	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委OB等も同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組にいかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。	高知市に生徒指導スーパーバイザー6名を学校へ派遣。 ○進捗状況の確認(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施(高知市)		
人権教育課	170	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①未来にかがやく子ども育成型学校活性化事業	連携推進校に推進リーダーを配置し、児童生徒の自己指導能力を育成するため、9年間で育てる力を明確にし、小中が共同し、生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える)を全ての教育活動に位置付けた取組を、組織的に展開する。(2年間の指定とし、4中学校区を指定)	○現在ある学校行事や体験活動等小・中学校での異学年交流活動としてさらに工夫改善する。 ○子ども主体の活動が、授業をはじめ、全ての教育活動に位置付けられるよう研究を推進する。 ○生徒指導の3機能を働かせることの重要性や、その具体的取組については、実際の教育実践の場面で理解を深めていく必要があるため、今後の推進校における授業研究等の場面で重要視し、開発的な生徒指導の推進を図ることが必要である。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	・各学校において、開発的・予防的な生徒指導上の諸問題に関する調査(十分できていないと回答した学校の割合)を小中とも40%以上にする。(H31年度末の目標値50%以上) ・中1ギャップ解消に向けて生徒指導主事を中心とした小中連携の取組が行われている学校の割合(十分できていないと回答した学校の割合)を小中とも40%以上にする。(H31年度末の目標値50%以上) ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校、暴力行為、中途退学の状況を改善する	○4中学校区を推進校とし、小中が共同で生徒指導の視点を位置付けた取組を組織的に展開する。(中学校4校、小学校9校) ○小中合同推進会議、合同研修会、合同研究部会、合同授業研究会、合同支援会議を計画的に実施する。 ○指導主事が推進校を定期的に訪問し、指導助言を行う。 ○地区別小中学校生徒指導担当者・主事会において、推進校が実践発表を行う。 ○指定2年目校において、公開授業研修会を実施する。		
人権教育課	171	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ②魅力ある学校づくり調査研究事業	小中9年間で育てる力を明確にし、小中、小中連携した教育活動を組織的に展開し、市教育委員会が主体となった小中連携を域内で推進する。(2年間の指定とし、1市を指定)	○不登校の未然防止の取組や、小中9年間を見通した支援など、学校の組織的な取組の推進と、市町村を主体とした各校への働きかけの充実。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の自尊感情、規範意識の強い肯定群を前年度以上に引き上げる。 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の暴力行為や中学1年生における不登校生徒に占める新規不登校生徒の割合が前年度より改善する。 ・市内中学校区で「魅力ある学校づくり推進プラン」が作成され、小中における組織的な生徒指導体制を構築する。 ・市内中学1年生の児童生徒アンケート「あなたにはよいところがありますか」の強い肯定群を40%以上にする。	○調査研究委員会(4回) ○推進リーダー会議(4回) ○アンケート調査(3回) ○合同研・3部会(3回) ○国立教育政策研究所実地調査(1回) ○合同授業研(1回)		
人権教育課	172	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業	推進校に推進リーダーを配置し、児童生徒の自己指導能力を育成するため、話し合い活動や主体的に活躍できる場の充実等、自尊感情、自己有用感を育む開発的な生徒指導の視点を位置付けた教育活動を組織的に展開し、チームによる学級、学校運営を実現する。(2年間の指定とし、H29年度1中学校、2小学校、毎年指定予定)	○教師主導の取組ではなく、子ども主体の活動が、授業をはじめ、全ての教育活動に位置付けられるよう研究を推進する。 ○生徒指導の3機能を働かせることが重要性や、その具体的取組については、実際の特別活動の授業研究の場面で理解を深めていく必要があるため、今後の推進校における授業研究の場面で重要視する必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の自尊感情、規範意識の強い肯定群を前年度以上に引き上げる。 ○高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の暴力行為や中学1年生における不登校生徒に占める新規不登校生徒の割合が前年度より改善する。 ○夢・志を育む学級運営のための実践研究事業の推進校において、次期学習指導要領にもとづく特別活動(学級活動)の年間指導計画の作成ができる。	○1中学校、4小学校指定 ○学級運営アドバイザー(大学教授)の学校訪問等による指導・助言:各校4回実施 ○児童生徒支援アドバイザー(臨床心理士)訪問による支援会:各校6回実施 ○推進リーダーの配置:各校1名 ○取組の成果普及 ・公開授業研修会の実施 ・生徒指導担当者・生徒指導主事会での成果普及		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
障害保健支援課	173	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。	○ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (1)関係機関連絡会の開催 (2)若者サポートステーションとの情報交換会(勉強会・事例検討会を含む)の開催 (3)市町村のケース会議への技術支援・援助 (4)センターにおける相談支援の充実 ○人材育成 (1)市町村の保健師や教育支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施 ○居場所づくり (1)青年期の集いや家族教室の開催 (2)圏域ごとの集いの場(居場所)の運営支援 ○個別支援の充実 (1)訪問支援による本人及び家族の支援や事例検討会の開催 (2)WRAP(全4回)による訓練の実施 (3)ピア活動の実施 (4)社会体験活動の実施 ○普及啓発の促進 (1)啓発用パンフレットの配布 (2)ひきこもり普及啓発地域交流会の開催		
人権教育課	174	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を実践する。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を推進するとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上及び学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○全ての公立学校への配置を継続。 11市の教育支援センターへのアウトリーチ型スクールカウンセラーの配置を11市にする。 ○スクールカウンセラーの専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラーの配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラーの専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラーの募集のための大学訪問(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20.21.22.24.27.28) ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回 6/3.7.8.10/21.11/18.12/16.1/20)		
人権教育課	175	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境への働きかけを行い、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上及び学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できる人材の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全ての市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる環境を整える。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(5月、10月) 研修協議会の開催(6月) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(5ブロック、6日間 8/20.21.22.24.27.28) ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善に向けた研究(通年)		
人権教育課	176	心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどーむCoCoを除く) ※再掲	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○相談事業や建替移転に関する情報についての広報活動の充実 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につばがっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等の配置 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう実務者レベルの連携を深めていく。 ○心の教育センターの相談支援件数(来所・電話・メール・出張・巡回相談)延べ3,700件以上	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1~高3)の配布やコンビニに置くなど広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(やまもも会)、子育て講演会の実施 ○不登校児童生徒を大学生が訪問するスマイルふれんど制度の実施 ○教育支援センター連絡協議会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施		
人権教育課	177	スマイルふれんど派遣事業	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。	○高知大学との協力・連携による実施	○スマイルふれんどの派遣により、子どもの不登校状況の改善が進み、学校復帰や社会的自立への支援が進んでいる。	○高知大学担当教官との協議や大学教官、心の教育センター担当者、「スマイルふれんど」での振り返りを行うなど、大学との協力・連携を得ながらより充実した支援の実施を図る。	○「スマイルふれんど」の委嘱 ○心の教育センターで相談受理したケースのうち、「スマイルふれんど」の派遣が担当と判断され、保護者及び本人から要請があったケースについて「スマイルふれんど」を家庭等に派遣		
人権教育課	178	心の教育センター教育相談支援事業(ふれんどーむCoCo) ※再掲	学生ボランティアの協力を得て、不登校や悩みのある子どもたちの居場所、交流を図る場を提供する。	○地域の大学の理解・協力を得た学生ボランティアの確保	○小中学生とともに高校生や進路未定者等さまざまなニーズを有した子どもたちの安心して参加できる居場所づくりが進んでいる。	○高知大学や高知県立大学等の担当教官との協議や振り返りを行うなど、大学の理解・協力を得ながら学生ボランティアを確保し、子どもたちが安心して参加できる居場所づくりを進めていく。	○水曜日の午後3時30分~4時30分までの1時間、学生ボランティアと交流する居場所づくりを実施		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	179	無職少年等の立ち直りにつなげる就労支援の取組(見守りしごと体験講習事業)	無職少年等の職場適性をより慎重に見極めるため最長20日間(4週間)の見守りしごと体験講習を実施する。						
児童家庭課	180	無職少年等の立ち直りにつなげる就労支援の取組(見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)						
児童家庭課	181	無職少年等の立ち直りにつなげる就労支援の取組(見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結	再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化 ・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園退園児の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取組などにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・刑法犯少年(特に中学・高校生)への少年サポートセンターを始めとする関係機関の連携による再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園退園児のアフターケアの強化 ※上記の取組を進める中で、子どもの状況に応じて見守りしごと体験講習につなげる。	・見守り雇用主の開拓(通年) ・各種会議等で事業説明(通年) ・再非行状況の分析及び関係機関が連携した支援策の検討(5~6月) ・希望が丘学園アフターケア連絡会の開催(5~6月・随時) ・見守り就労支援連絡会(9月、2月)		
児童家庭課	182	無職少年等の立ち直りにつなげる就労支援の取組(見守りしごと体験)	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。						
児童家庭課	183	無職少年等の立ち直りにつなげる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。						
人権教育課	184	生徒指導推進事業 ※再掲	市町村教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組にいかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。	高知市に生徒指導スーパーバイザー6名を学校へ派遣。 ○進捗状況の確認(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施(高知市)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
人権教育課	185	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①未来にかがやく子ども育成型学校活性化事業 ※再掲	連携推進校に推進リーダーを配置し、児童生徒の自己指導能力を育成するため、9年間で育てる力を明確にし、小中が共同し、生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える)を全ての教育活動に位置付けた取組を、組織的に展開する。(2年間の指定とし、4中学校区を指定)	○現在ある学校行事や体験活動を小・中学校での異学年交流活動としてさらに工夫改善する。 ○子ども主体の活動が、授業をはじめ、全ての教育活動に位置付けられるよう研究を推進する。 ○生徒指導の3機能を働かせることの重要性や、その具体的取組については、実際の教育実践の場面で理解を深めていく必要があるため、今後の推進校における授業研究等の場面で重要視し、開発的な生徒指導の推進を図ることが必要である。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	・各学校において、開発的・予防的な生徒指導が行われている学校の割合(十分できていないと回答した学校の割合)を小中とも40%以上にする。(H31年度末の目標値50%以上) ・中1ギャップ解消に向けて生徒指導主事を中心とした小中連携の取組が行われている学校の割合(十分できていないと回答した学校の割合)を小中とも40%以上にする。(H31年度末の目標値50%以上) ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校、暴力行為、中途退学の状況を改善する	○4中学校区を推進校とし、小中が共同で生徒指導の視点を位置付けた取組を組織的に展開する。(中学校4校、小学校9校) ○小中合同推進会議、合同研修会、合同研究部会、合同授業研究会、合同支援会議を計画的に実施する。 ○指導主事が推進校を定期的に訪問し、指導助言を行う。 ○地区別小中学校生徒指導担当者・主事会において、推進校が実践発表を行う。 ○指定2年目校において、公開授業研修会を実施する。		
人権教育課	186	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ※再掲	推進校に推進リーダーを配置し、児童生徒の自己指導能力を育成するため、話し合い活動や主体的に活躍できる場の充実等、自尊感情、自己有用感を育む開発的な生徒指導の視点を位置付けた教育活動を組織的に展開し、チームによる学級、学校運営を実現する。(2年間の指定とし、1中学校、4小学校、指定)	○教師主導の取組ではなく、子ども主体の活動が、授業をはじめ、全ての教育活動に位置付けられるよう研究を推進する。 ○生徒指導の3機能を働かせることが重要性や、その具体的取組については、実際の特別活動の授業研究の場面で理解を深めていく必要があるため、今後の推進校における授業研究の場面で重要視する必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の自尊感情、規範意識の強い肯定群を前年度以上に引き上げる。 ○高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の推進校における児童生徒の暴力行為や中学1年生における不登校生徒に占める新規不登校生徒の割合が前年度より改善する。 ○夢・志を育む学級運営のための実践研究事業の推進校において、次期学習指導要領にもとづく特別活動(学級活動)の年間指導計画の作成ができる。	○1中学校、4小学校指定 ○学級運営アドバイザー(大学教授)の学校訪問等による指導・助言:各校4回実施 ○児童生徒支援アドバイザー(臨床心理士)訪問による支援会:各校6回実施 ○推進リーダーの配置:各校1名 ○取組の成果普及 ・公開授業研修会の実施 ・生徒指導担当者・生徒指導主事会での成果普及		
警察本部少年女性安全対策課	187	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には家庭面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備を含めた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の物の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングテレホンの周知徹底 ○支援者対象のスキルアップ研修会の複数回開催 ○アドバイザー制度の積極的活用		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
私学・大学支援課	188	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施		
私学・大学支援課	189	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施		
私学・大学支援課	190	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施		
私学・大学支援課	191	私立中学校等修学支援実証事業費補助金	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。	○経済状況が厳しい家庭の児童生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 ○事業対象者の要件について、創設年度から変更する可能性が有る。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施		
私学・大学支援課	192	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○申請書が、保護者在住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施		
私学・大学支援課	193	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	○毎年奨学生10名の確保	○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成 ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集		
高等学校課	194	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知		
高等学校課	195	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○要件を満たす希望者への支給 ○就学支援金及び奨学給付金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う(就学支援金) ・受給資格がありながら申請していない保護者がいないよう、個別に申請書の提出を促す(奨学給付金)		
特別支援教育課	196	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のため必要な経費を補助する。	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のため必要な経費を補助している。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及奨励が図られている。	○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	197	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための短期教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の一般教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、訓練に要した費用の4割を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60%、40% 補助基準額:上限20万円、上限10万円	○利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知		
児童家庭課	198	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数:H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数:H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数:H28:27人(H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○ひとり親家庭の保護者における高等職業訓練促進給付金の利用者数:220人、資格取得者数:75人、正規雇用者数:50人	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数:120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知		
児童家庭課	199	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているもので、引き続き周知を行う。 ・利用件数:H29:33件(H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知		
児童家庭課	200	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金等	ひとり親世帯の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数:H29:0人(H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(6月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知		
児童家庭課	201	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等 委託先:特定非営利活動法人	○ひとり親家庭等就業・自立支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数:H29:66人(H28:89人) ・就職者数:H29:38人(H28:68人) ・就職率:H29:57.6%(H28:76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率:80.0%	○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信		
児童家庭課	202	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施する母子・父子家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、母子・父子家庭の母・父及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数):14,284人(児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	203	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令：児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末：8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)		
児童家庭課	204	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法	○母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 ・相談件数：H29：1,050件(H28：1,244件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)		
児童家庭課	205	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数：H29：72件(H28：51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報紙等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知		
福祉指導課	206	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催		
福祉指導課	207	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就業意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就業意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就業意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。	生活保護就労支援協議会(ブロック会)の開催		
福祉指導課	208	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計相談支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議		
福祉指導課	209	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数 4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	高知県社会福祉協議会との協議(随時)		
福祉指導課	210	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	○新規相談受付件数(町村分) 959件(H29) ○プラン作成件数(町村分) 24件(H29) ○プラン作成件数が低調	積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に取り組んでいる自立相談支援機関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
福祉指導課	211	生活困窮者家計相談支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。	家計相談支援事業が未実施の市4市(H30)	県内全域で家計相談支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計相談支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	各市福祉事務所ヒアリング及び事業実施に係る協議		
福祉指導課	212	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。	高等学校への進学率は90%を超えるようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。	学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。	施行監査時に事務所に対し指導を行う。	H30年度の施行監査時に事務所に対し指導を行う。		
住宅課	213	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。	ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ)	年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。	年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。	年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。		
住宅課	214	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。	高知県の人口が減少しつつあり、空き家が増えている状況で、かつ、市町村の財政状況から新たな地域優良賃貸住宅を必要量供給することは厳しい状況。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する地域優良賃貸住宅の供給を推進する。	市町村ヒアリングを実施のうえ、国費の計画的かつ有用な活用と、必要な国費配分の要望を行う。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分等を行う。		
児童家庭課	215	里親等養育推進事業	登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。	里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が必要である。	里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。	○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保	○里親への支援体制の充実 【委託里親に対する支援】 ・里親等相談員による定期的な里親訪問 ・里親と里子に関する情報を里親等相談員と児童相談所で交換、支援計画の作成・評価等(月1回) 委託児童の年齢に応じた、親子教室やペアレント・プログラムなどの研修実施(月1~2回程度) 【未委託里親に対する支援】 ・里親支援専門相談員による委託に向けたサポート(随時) ・里親支援専門相談員と児童相談所との情報交換の実施(月1回) ・里親トレーナーによる住環境への助言(随時) ・施設体験実習(年8日間程度) ○新たな里親の確保 ・里親制度説明会の実施 <small>児童養護施設への生活体験</small>		
児童家庭課	216	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者に対し、自立に向けた支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	児童措置委託にかかる経費の支出		
児童家庭課	217	入所児童自立支援等事業	施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施	自立支援を行う職員を配置(5施設)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)
児童家庭課	218	児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業	児童家庭支援センター(県から事業受託した社会福祉法人設置)が、退所児童等を対象として退所後の生活支援を行う。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生計や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施 2か所		
児童家庭課	219	身元保証人確保等対策事業	児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。	保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	身元保証人確保等対策事業の実施	児童相談所のサポートケア等による、身元保証人確保等対策事業が必要な子どもの把握		
児童家庭課	220	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。	保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 生活支援にかかる貸付 17名 家賃支援にかかる貸付 51名 資格取得にかかる貸付 8名 ・児童養護施設協議会を通じた、貸付事業の周知		
福祉指導課	221	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常的な生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:主に小中学生)	○町村での実施箇所 1町 ○候補地の選定、学習支援員の確保	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場となり、生活習慣や学習習慣の習得が将来の自立につながることに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の効果検証を実施し、来年度以降の拡充につなげる。	2町村での実施		
生涯学習課	222	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常的な生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。 (対象者:15歳から19歳まで)	H29新規登録者数 328名 (うち15歳～19歳 105名 32%) H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実に努める必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 (15歳～19歳 108名 32%) 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・就学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・ソーシャルスキルトレーニング ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談) ・職場体験 等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、民生・児童委員、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・県連絡会(5月) ・地区別連絡会(6地区・6月～7月) ○若者キャリア支援セミナー・相談会の実施(8月) ○若者はばだけプログラム活用研修の実施 ・初級講座 4回 ・指導者ステップアップ講座 3回 ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(5月・8月・3月)		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
健康長寿政策課	223	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃から健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→追加傾向(H30) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催		
健康長寿政策課	224	地域教育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や重販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスメイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃から健康的な生活習慣が実践される。 ○ヘルスメイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育教育の実施校数100校/年	○ヘルスメイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○ヘルスメイトによる食育講座の実施 ○保護者へのアンケート調査の実施		
幼保支援課	225	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合 100% ・5月上旬にハンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するハンフレットの配付 ○基本的な生活習慣についての学習会(各園) ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 ○就学時健診における5歳児保護者向けリーフレットの配付		
生涯学習課	226	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 ○家庭教育支援チーム、16市町村6チーム以上	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム、6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおとして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 -実施市町村数:16市町村 -事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 -総本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 -家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 -「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 -リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 -イメージキャラクター啓発資料の貸出し		
保健体育課	227	食育・学校給食課題対応推進事業	学校給食の普及と充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な取組が十分でない。 ○完全給食実施率や学校給食における地場産物の活用率が低い市町村がある。 ○食育を推進し、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な体制が整う。 ○地場産物を活用した学校給食が推進される(活用率50%)。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。	○3つのチームに分かれ、それぞれの課題に対応していく。 ①食物アレルギー・衛生管理対応チーム ②学校給食普及・充実チーム ③食に関する指導推進チーム ※平成30年度は①②のチーム会を開催	○平成29年度に作成した「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」の普及と県立学校版の方針の策定 ①地場産物の活用を進めるため、推進方針の検討、地場産物を活用した商品の開発(高知県学校給食会と連携)及び活用率が低い市町村に対して、活用率を上げるための組織の立ち上げや取組に対しての指導・助言(三原村)		
保健体育課	228	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合を増加させる。 ・小 90%以上 ・中 85%以上 ・高 85%以上	○朝食を提供するだけでなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○市町村教委に応募要領等を送付し周知→委託要項の策定→委託先の決定・契約の締結(高知県学校給食会) →実践校において事業開始(ボランティアによる食事提供)→給食会による食材と食育資料の提供→実施状況の把握・必要に応じて指導・助言		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(H34) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	H30		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
保健体育課	229	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催 ○研究推進校における授業実践 ○がん教育研修会の開催		
健康長寿政策課	230	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○健康教育に使用する教材の改定 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催		
幼保支援課	231	親子支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業) ※再掲	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけが必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会を実施した保育所・幼稚園等の割合 100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○3歳児保護者へ基本的な生活習慣に関するパンフレットの配付 ○健康教育に使用する教材の改定 ○基本的な生活習慣の取組強調月間の実施 ○就学時健診における5歳児保護者向けリーフレットの配付		
生涯学習課	232	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での教育力の向上を図る。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習会等の提供や相談対応の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 -実施市町村数:16市町村 -事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 -総本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 -家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 -「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 -リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 -イメージキャラクター啓発資料の貸出し			
健康長寿政策課	233	喫煙防止教育研修会事業	各学校で、学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施されるよう、養護教諭等関係者のスキルアップを目的とした研修会を開催する。	○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○学年に応じた、効果的な喫煙防止教育が実施される。	○養護教諭等学校関係者のスキルアップを目的とした研修会の実施	○養護教諭等学校関係者のスキルアップをも目的とした研修会の実施		
健康長寿政策課	234	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素塗布実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし歯、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし歯数(12歳) 0.97本(H28)→0.5本以下(H33) ○歯肉炎罹患率(12歳) 23.4%(H28)→20%以下	○フッ化物応用の普及促進のため、各園域ごとに説明会や検診会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○フッ化物洗口に係る説明会の開催(適宜)		
保健体育課	235	学校保健指導費	むし歯・歯肉炎予防、フッ化物応用のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○12歳の一人平均むし歯の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均むし歯が減少する。	○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、歯科健康診断の普及の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組を着実に進んでいる。	○新規採用養護教諭研修における講義及び演習 ○高知県歯科医師会と連携した「歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに健康啓発英語コンクール」の実施 ○高知県歯科医師会と連携した学校歯科保健調査の実施		